

阿武町インターネット公有財産売却(以下「公有財産売却」といいます。)をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「阿武町インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます。)」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

## 誓約書

以下を誓約いたします。

今般、阿武町の公有財産及び物品売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、本ガイドラインおよび阿武町における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに阿武町の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、阿武町に対し一切異議、苦情などは申しません。

なお、購入資格または入札参加申込資格の確認のため、阿武町が山口県警察本部に照会することについて承諾します。

1. 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
2. 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、または同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）ではありません。
3. 私は、暴力団および暴力団員と関わりのある者ではありません。暴力団および暴力団員に資金等を提供し、便宜を供与し、維持運営に協力又は関与もしていません。暴力団または暴力団員等を不当に利用もしていません。当社の役員、代表者、経営に関与等している者に暴力団員等はいません。
4. 私は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体またはその構成員に該当しま

せん。

5. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
- (4) 契約の履行をしないこと。
- (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と阿武町に認められること。
- (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と阿武町に認められること。
- (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- (9) 売却財産を暴力団の事務所その他公の秩序または善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもののために利用、提供等を行うこと。
- (10) 暴力団または暴力団員等、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体またはその構成員、その他犯罪組織などから依頼を受けて、当該入札に参加すること。

6. 私は、阿武町の公有財産及び物品売却に係る「本ガイドライン」、「入札公告」、「売買契約書」などの各条項を熟覧し、および阿武町の現場説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について阿武町に対し一切異議、苦情などは申しません。

## 阿武町インターネット公有財産売却ガイドライン

### 第1 公有財産売却の参加条件など

#### 1. 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当すると認められる者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に規定する事実のあった日から2年を経過していない者
- (3) 日本語を完全に理解できない者

- (4) 阿武町が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がなされていない者
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がなされていない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）
- (9) 当該物件を暴力団の事務所その他公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者
- (10) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」といいます。）
- (11) 暴力団員等が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）であり、又はその経営に実質的に関与している者
- (12) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者をいう。以下同じ。）を利用したことがある者
- (13) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (14) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (15) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
- (16) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員
- (17) (6) から (14) に規定するものの依頼を受けて入札への参加申込みをしようとする者
- (18) 本町職員のうち地方自治法第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員及び同法第 239 条第 2 項に規定する物品に関する事務に従事する職員
- (19) 提出書類に不備又は不正のある者
- (20) 参加申込み時点で未成年の者
- (21) 日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）がない者

## 2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に基づき阿武町が執行する一般競争入

札手続きの一部です。

- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間阿武町の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます。)上の公有財産売却の物件詳細画面や阿武町において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、売却物件については現状での引き渡しのため、入札の前に阿武町が実施する下見会等において事前に購入希望の物件を確認してください。なお、下見会を実施しない場合は、各自で売却物件の確認をしてください。下見会等を欠席した場合やこれを実施しない場合は、いずれも売却物件の確認をしたものとみなします。そのほか、法令上の規制等についても関係機関に確認してください。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

#### ア. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

#### イ. 参加申し込み(本申し込み)

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、阿武町のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(以下「申込書」といいます。)」及び「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、次のいずれかの書類(以下「必要書類」といいます。)を添付のうえ、阿武町に送付または持参してください。(郵送の場合は、申込締切日の消印有効)

また、参加者が法人の場合は、阿武町のホームページから「法人等役員等一覧表」を印刷し、必要事項を記入後、申込書に添付してください。

(必要書類)

#### ※動産・自動車の場合

- ① 個人の場合：住民票の写し、印鑑登録証明書の写し、運転免許証(両面)の写し、個人番号カード(表面)の写し、パスポートの写し、在留カード(両面)の写しのうちいずれか1通、および委任状(代理人が入札する場合に限る)
- ② 法人の場合：登記事項全部証明書(履歴事項)(商業登記簿謄本)の写し及び法人等役員一覧表、委任状(代理人が入札する場合に限る)

## ※不動産の場合

- ① 個人の場合：住民票及び印鑑登録証明書、委任状（代理人が入札する場合に限る）
  - ② 法人の場合：登記事項全部証明書（履歴事項）（商業登記簿謄本）及び法人等役員一覧表、印鑑登録証明書、委任状（代理人が入札する場合に限る）
- ・原則として、期日までに阿武町が申込書の提出を確認できない場合、入札することができません。
  - ・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の各物件について入札保証金が必要となります。
  - ・公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」「その他」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。
  - ・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票および印鑑登録証明書などは1通のみ提出してください。
  - ・阿武町において参加申し込みの審査を行ったうえで、参加申し込みを受理します。
  - ・提出された書類などは一切返却しません。
- (6) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。
  - (7) 書類取得にかかわる費用や郵送料など入札参加に必要な費用は、申込者の負担となります。

### 3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など阿武町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額または返還を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。  
(動産・自動車の場合)
- (3) 公有財産が動産、自動車などである場合、阿武町はその公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。
- (4) 公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録(名義変更)の手続き等を行ってください。  
(不動産の場合)
- (5) 阿武町は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。
- (6) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っ

ておりません。また、開発など(建築など)に当たっては、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

#### 4. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
  - ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
  - イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを阿武町に開示され、かつ阿武町がこれらの情報を阿武町役場処務規程に基づき、5年間保管すること。
    - ・阿武町から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
  - ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
  - エ. 阿武町は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。
- (3) 阿武町は、平成23年7月から施行した阿武町暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除を徹底するため、公有財産売却参加者などが公有財産売却の参加条件を満たしているかどうか関係先へ調査し確認することがあります。なお、関係先への調査に使用する個人情報は、「インターネット公有財産売却の目的以外に使用することはありません。

#### 5. 共同入札について

- (1) 共同入札とは
  - 一つの財産(不動産)を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といたします。
- (2) 共同入札における注意事項
  - ア. 共同入札する場合は、共同入札者の中から1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。

す。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

- イ. 共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書、誓約書、委任状および共同入札者全員が連署した持分合意書を入札開始までに阿武町に提出することが必要です。なお、持分合意書等は阿武町のホームページより印刷することができます。
- ウ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

## 第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

### 1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。
- ・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書、誓約書、委任状、共同入札者全員が連署した持分合意書および申込書を入札開始 2 開庁日前までに阿武町に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までに阿武町が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

### 2. 入札保証金の納付について

#### (1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、阿武町が売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに予定価格(最低落札価格)の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

#### (2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、阿武町が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記ア、イの 2 通りです。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始2開庁日前までに阿武町が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

#### ア. クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。

クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報やSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、阿武町のホームページより申込書および誓約書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、阿武町に送付または持参してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

#### イ. 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、阿武町のホームページより申込書等を印刷し、必要事項を記載・押印後、必要書類を添付のうえ、阿武町に送付または持参してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

なお、銀行振込の場合は、公有財産売却の参加者より必要書類が阿武町に到着後、申込書に記載されたメールアドレスに送信する電子メールにて入札保証金納付方法をご案内しますので、阿武町の指定口座に入札保証金を納入してください。

- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、阿武町が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。

・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

### (3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに阿武町の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

### (4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、依頼書に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

## 第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

### 1. 公有財産売却への入札

#### (1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

#### (2) 入札をなかったものとする取り扱い

阿武町は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

### 2. 落札者の決定

#### (1) 落札者の決定

入札期間終了後、阿武町は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなします。

#### ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

#### イ. 阿武町から落札者への連絡

落札者には、阿武町から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入

札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・阿武町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、阿武町が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金または契約保証金を没収し、返還しません。
- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、阿武町に連絡する際や阿武町に書類を提出する際などに必要となります。

## (2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

## 3. 売買契約の締結など

- (1) 阿武町は、落札者に対し、落札決定の通知後速やかに町有財産売買契約書2部を郵送します。
- (2) 落札者は、原則として、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければなりません。
  - ・落札者は、阿武町が送付する契約書2部に自署のうえ押印し（日付を記入しないこと）、また、契約書1部に契約金額（落札者が入札した金額とします。）に応じた収入印紙を貼付、消印し、2部とも阿武町あて返送してください。なお、収入印紙が貼付された契約書を阿武町の保管用とします。
  - ・共同入札者が落札者となった場合は、売買契約書の契約者は、共同入札者全員となりますので、全員が連名で自署のうえ押印してください。
  - ・落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合には、当該落札は効力を失い、落札者が納付した入札保証金は阿武町に帰属し、返還しません。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。
- (3) 落札金額等の条件により、契約書に代わり請書を徴する場合や契約書を省略する場合があります。
- (4) 落札者が納付した入札保証金は、落札者からの契約保証金充当依頼書の提出に基づき契約保証金に全額充当し、また、売買契約の締結かつ落札者からの売払代金充当依頼書の提出に基づき売払代金に全額充当します。
- (5) 町議会の議決に付すべき契約について
  - ア. 予定価格700万円以上の物件（不動産・動産）の売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）に該当する場合は、地方自治法第96条第1項第8号の規定および阿武町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39条例第1号）の規定により、阿武町議会の議

決に付すこととなります。また、売却金額が地方自治法第96条第1項第6号に該当する場合、不動産の信託の受益権の売払いも阿武町議会の議決に付すこととなります。

イ. アに該当する物件を落札した落札者は、阿武町の指定する期日までに売買契約を仮契約で締結のうえ、阿武町議会の議決を受けなければなりません。

ウ. イにより阿武町議会に提案した契約は、阿武町議会の議決を受けた後、当該契約の効力が発生することとなります。

エ. イにより阿武町議会に提案した契約が、阿武町議会の議決を得られなかった場合、当該契約は無効となります。また、落札者はこのことに伴う損害について阿武町に対して損害賠償などの請求およびその他一切の異議申し立てをすることはできません。この場合、納付済の契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）は、全額返還します。なお、返還の方法は、落札者が指定した銀行口座への振り込みとなります。

#### (6) 売却の決定の取り消し

落札者が公有財産売却に参加できない者（本ガイドライン第1章 公有財産売却の参加条件など 1. 公有財産売却の参加条件に規定する要件に該当する者等）の場合には、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金又は契約保証金は町に帰属し、返還しません。

### 4. 売払代金の残金の納付

#### (1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

#### (2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに阿武町が納付を確認できるよう売払代金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

#### (3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに阿武町が納付を確認できることが必要です。

ア. 阿武町が指定する銀行口座への振り込みによる納付。

イ. 阿武町が用意する納付書による納付。

### 5. 入札保証金の返還

#### (1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。入札保証金に利息は付しません。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

##### ア. クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

##### イ. 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者(入札保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

## 第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

### 1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。自動車・物品は、売払代金の納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、阿武町が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

不動産は、権利移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。現地での引渡しは行いません。

### 2. 権利移転の手続きについて

#### 【不動産の場合】

#### (1) 権利移転の手続きについて

ア. 売払代金の残金を納付した後5日以内に、次の書類を提出してください。

なお、売払代金の残金納付期限は、原則として契約締結の翌日から7日以内となりますが、入札公告に残金納付期限を記載した場合は、入札公告に記載された

残金納付期限とします。

- a. 阿武町が送付した「所有権移転登記請求書」に必要事項を記入、押印したもの
  - b. 登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書（登録免許税の金額は判明次第落札者に連絡します。）
  - c. その他所有権移転登記に必要な書類（必要な書類がある場合には、お知らせします。）
- イ. 共同入札の場合は、売買代金の残金を納付した後に、共同入札者全員が記名、押印し、必要事項を記入した所有権移転登記請求書を提出（郵送可）してください。
- ウ. 上記（1）の書類などを阿武町が受領してから所有権移転の登記が完了するまで、1か月半程度の期間を要することがあります。
- エ. 登記が完了しましたら、登記完了証（写し）、登記識別情報通知（原本）および全部事項証明書（写し）を郵送等しますので、受け取り後「受領書」を返送等してください。

## （2）注意事項

- ア. 一度引渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。
- イ. 売払物件内の動産類やごみなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。
- ウ. 落札者は、落札した物件を契約締結後5年を経過する日まで、次にかかげるものの用に供し、またはこれらの用に供せられることを知りながら第三者に譲渡し、または貸与してはなりません。
- a. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業等の用に供してはならないこと。
  - b. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供してはならないこと。

## （3）引渡しおよび権利移転に伴う費用について

- ア. 売払物件の引渡しは現状有姿で行いますので、以降にかかる工事費等（建築に係る擁壁、地盤改良、汚水桝の位置変更、水道の引き込みなど）はすべて落札者の負担となります。
- イ. 所有権移転などの登記を行う際は、収入印紙などが必要となります。売払代金の残金を納付後、収入印紙などを阿武町に直接持参するか郵送してください。

- （4）落札者は、売払物件の所有権移転登記完了前に地上権、賃借権、抵当権その他所有権以外の権利を設定し、第三者に譲渡し、または物件を設置することはできません。

- （5）共同入札者が落札者となった場合は、基本的には前各号と同様ですが、下記の部分につきましては相違しますので、ご注意ください。

- ・売買契約書の契約者は、共同入札者全員の連名となります。
- ・(1) のアの所有権移転登記請求書は、共同入札者全員が記載したものを提出してください。
- ・(1) のエの登記完了証（写し）、登記識別情報通知（原本）および全部事項証明書（写し）は共同入札代表者に送付しますので、「受領書」は共同入札代表者名で作成してください。
- ・(1) のアのbの登録免許税を納付したことを証する納付証明書を提出される場合は合計額1通で構いません。

### 【動産（自動車を除く）の場合】

#### (1) 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

ア. 売払物件の引渡しは売払代金の納付時の現状有姿で行います。

イ. 引き取りに来る際は、落札者の本人確認のため、次の書面および受領書用の印鑑を持参ください。落札者が法人の場合で代表者の方が来られない場合は、「ウ. 代理人の方が引取に来られるとき」に準じて行ってください。

- ・身分証明書（運転免許証、個人番号カード、パスポート、健康保険証、住民票など本人確認及び住所地を証する書面）
- ・阿武町から落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの

ウ. 代理人の方が引取りに来られるときは、「代理人の方の本人確認書類」、「阿武町より落札者へ送付した電子メールを印刷したもの」「委任状」および代理人の方の印鑑を持参ください。

- ・落札者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって売払物件の引渡しを受け取る場合も代理人となります。
- ・落札者が依頼した配送業者などが受け取る場合は、阿武町に事前に受け取る期日、配送業者名を通知してください。また、受け取りの際に、当該配送業者などに「社員証」または本人確認ができるもの（運転免許証など）を提示するよう伝えてください。
- ・物件の大きさ、重さ、配送先、極端に重い物件や大きな物件、壊れやすい物件などの条件によっては、配送費が高額となる場合があります（配送費用の額については、阿武町ではお答えできませんので、専門業者にご確認ください。）。
- ・配送途中の事故などによって売払物件が、破損、紛失などの被害を受けても、阿武町は一切の責任を負いません（代理人による受け取りや配送業者などが受け取る場合も同様です。）。
- ・配送に要する費用（梱包費等含む。）は落札者の負担となります。

#### (2) 注意事項

ア. 売払物件の送付依頼はお受けしておりませんので、送付をご希望の場合は、落札者自身が配送業者などに依頼して対応してください。

イ. 引渡しなどに要する費用は落札者の負担となり、輸送途中の事故などによって

- 売払物件が破損、紛失などの被害を受けても阿武町は一切の責任を負いません。
- ウ. 所有権の移転に伴う費用は落札者の負担となります。
- エ. 一度引渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。
- オ. 売払物件内の動産類やごみなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

## 【動産（自動車）の場合】

### (1) 権利移転の手続きについて

落札決定後、車両に記載の「マーク」などをペンキ塗装等により抹消します（ムラになる場合や、その他の文字が残る場合があります。）。その後、阿武町において「一時抹消登録（軽自動車の場合は一時使用中止。以下同じです。）」を行う場合があります。「一時抹消登録」をしますと車検の有効期間があっても無効となりますので、再度使用する場合は自賠責保険の加入や車検を受けるとともに、一時抹消登録後の再登録手続き（「中古新規登録」など）が必要になります。登録手続きに必要な書類をお渡ししますので、落札者において登録手続きを行ってください。

### (2) 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

ア. 売払物件の引渡しは売払代金納付時の現状有姿で行います。引渡し時に「譲渡証明書」「登録識別情報等通知書（軽自動車の場合は自動 車検査証返納証明書）」および「再資源化預託金の預託証明書（通称：リサイクル券）」をお渡しします。

なお、譲渡証明書に記載する譲受人は落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

イ. 引取りに来る際は、落札者本人確認のため、以下の書面および受領書用印鑑を持参ください。落札者が法人の場合で代表者の方が来られない場合は、「ウ. 代理人の方が引取に来られるとき」に準じて行ってください。

- ・身分証明書（運転免許証、個人番号カード、パスポート、健康保険証、住民票など本人確認及び住所を証する書面
- ・阿武町から落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの

ウ. 代理人の方が引取に来られるときは、「代理人の方の本人確認書類」、「阿武町より落札者へ送付した電子メールを印刷したもの」「委任状」および代理人の方の印鑑を持参ください。

- ・落札者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって売払物件の引渡しを受けられる場合も代理人となります。
- ・落札者が依頼した配送業者などが受け取る場合は、阿武町に事前に受け取る期日、配送業者名を通知してください。受け取りの際に、当該配送業者などに「社員証」または本人確認ができるもの（運転免許証など）を提示するよう伝えてください。

エ. 権利移転に伴う費用（自動車車検登録印紙および自動車審査証紙、自動車税環境性能割など）や自賠責保険料、車両検査料などはすべて落札者の負担となります。

す。

### (3) 注意事項

- ア. 売払物件の輸送依頼はお受けしておりませんので、輸送をご希望の場合は、落札者自身が輸送業者などに依頼して対応してください。
- イ. 引渡しなどに要する費用は落札者の負担となり、輸送途中の事故などによって売払物件が破損、紛失などの被害を受けても阿武町は一切の責任を負いません。
- ウ. 一度引渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。
- エ. 自動車税環境性能割および自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。
- オ. 売払物件内の動産類やごみなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。
- カ. 車両が一時抹消登録してある場合は、ナンバープレートは取り外されています。お引取りの際は、必要に応じて「自動車臨時運行許可番号標」を走行経路の市区町村に申請し、許可を得る必要があります。詳しくは管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所にご確認ください。

## 3. 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など阿武町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

## 4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記請求書の郵送料など）は落札者の負担となります。

所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります（とりまとめて購入した場合は1通で構いません）。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。（実際に持参または送付する場合は全共同入札者の合計で構いません）

## 第5 注意事項

### 1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

## 2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

## 3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など(以下「入札者など」という)に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、阿武町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、阿武町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、阿武町は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、阿武町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、阿武町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、阿武町は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず阿武町は責任を負いません。

#### 4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

#### 5. リンクの制限など

阿武町が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、阿武町物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、阿武町が公開している情報(文章、写真、図面など)について、阿武町に無断で転載・転用することは一切できません。

#### 6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用

すること。

- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

## 7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

## 8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨  
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語  
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字(JIS(工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 17 条第 1 項 の日本工業規格)X0208 をいいます)であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻  
インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

## 9. 阿武町インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

阿武町は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、阿武町は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

## 10. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、阿武町が掲載したものでない情報については、阿武町インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

---

## ■インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

## ■クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人(以下、「参加者など」という)は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。